平成２３年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	4

府省庁名　内閣府

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
見直し項目名	新潟県中越沖地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置の廃止
見直し内容（概要）	（現行制度の概要） 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、平成19年7月16日の発災日から平成23年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わる償却資産を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度から４年度分の当該償却資産に係る固定資産税について、課税標準を価格の2分の1の額とする。 （見直し内容） 適用期限の満了に伴い、本特例措置を廃止する。
関係条文	地方税法附則　第16条の2第7項
増収見込額	0（　0　）　（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	新潟県中越沖地震については、平成19年7月16日に発災し、住宅被害は全壊1,331棟、半壊5,709棟（平成21年10月15日現在）の被害が生じた。こうした状況を受けて、政府はこれまで、現地（柏崎市役所）に「連絡対策室」を設置し、応急救助活動に取り組むとともに、「新潟県中越沖地震の復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議」の開催や激甚災害指定など被災者支援と被災地の復興に政府全体として全力をあげて取り組んできたところであり、被災者支援と被災地の復興を図ることを目的とする本特例も、その一環として措置されたものである。 発災から3年が経過し、被災地域の復旧・復興も概ね順調に進められてきたことから、今般、適用期限を迎えるにあたり、本特例措置の廃止をするものである。